

瀬木比呂志先生に贈る言葉

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法科大学院 公開日: 2025-07-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 手塚, 明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002001832

瀬木比呂志先生に贈る言葉

手 塚 明

瀬木比呂志先生は、2024年4月にめでたく古稀をお迎えになられました。心よりお喜び申し上げます。瀬木先生は、この3月をもって明治大学を定年退職されます。先生のご退職に当たりまして、明治大学専門職大学院法務研究科（以下「明治大学法科大学院」といいます）の同僚教員として一言申し上げたいと存じます。

瀬木先生のご経歴につきましては、略歴欄記載の通り1979年4月から2012年3月まで33年間にわたり裁判官としてご活躍された後、同年4月に明治大学法科大学院の民事訴訟法ご担当の専任教授に転職されました。33年間の裁判官としてのご経歴では、東京、浜松、大阪、沖縄、千葉、さいたまの各地において第一線で訴訟実務に携わられたのみならず、最高裁の民事局付、調査官としても多くの業績を残されています。特に民事局付として民事保全法の立法準備作業に携わられており、このご経験を基に、研究書単著として「民事保全法」（初版2001年）を書かれています。同書は版を重ね、民事保全法の体系書として実務家の間で定評があります。瀬木先生といえば、まずは民事保全法の研究者として広く知られておられます。

実は、私は、1988年に判事補に任官した初任の東京地裁において、瀬木先生から直接に民事保全事件についてご指導を受けております。私は刑事部に配属されておりましたが、新任判事補研修で民事保全部に行き、瀬木先生のご指導を受けたのです（瀬木先生は、最高裁民事局から東京地裁に異動されていました）。東京地裁の民事保全部は、毎日多数の民事保全事件（仮差押え・仮処分）が申し立てられ、裁判官は短時間で記録を読んで、申立て代理人弁護士と面接

します。裁判官は、短時間で、被保全権利の法律構成に問題はないか、保全の必要性は認められるか、疎明資料に不足はないかなどを判断しなければなりません。この判断は、本案訴訟の審理の見通しが立てられないとできないことなのです。新任判事補研修ですので、おそらく難しくない事件を割り当てられたと思いますが、刑事部配属の新任判事補の私には簡単なことではありませんでした。指導担当の瀬木先生に方針等を相談した上で申立て代理人弁護士との面接に臨みましたが、四苦八苦した記憶が残っています。たしか、申立て代理人との面接の途中で私が立ち往生していたところ、机の上の電話が鳴ったので出ました。瀬木先生からの電話でした。民事保全部の裁判官室は約10名の裁判官が1室の大部屋で執務しています。室内に机がロの字型に並んでおり、私の向かいの机（申立て代理人の背中側）から、瀬木先生が見かねて電話してくださいました。瀬木先生からの助言は、申立て代理人弁護士に一旦待合室に下がってもらうようにとのことでした。その後、もう一度瀬木先生と相談した上で面接を再開し、なんとか乗り切りました。もう30年以上も前のことですが、冷や汗をかいたこととともに、瀬木先生に大変懇切丁寧にご指導いただいたことが懐かしく思い出されます。今も瀬木先生に心から感謝申し上げております。

瀬木先生は、特に明治大学法科大学院にいらしてからは、民事訴訟法の研究者としてご活躍されています。民事訴訟法の専門書を複数書いておられますが、なんと言っても、2019年に初版を出されたご著書「民事訴訟法」は、瀬木先生の民事訴訟法研究の集大成であると思います。同書の初版はしがきに「コンパクトな分量、密度の高い記述、機能的考察、正確さとわかりやすさが、本書のめざした全体としての特色である。」と書かれていますが、正にその通りだと思います。瀬木先生のご説明によると「機能的考察」とは、「理論を現実の法廷に落として考え、その結果をフィードバックさせるという観点から、民事訴訟法理論を、その法社会学的な基盤をも含めて客観的、外在的に記述することに努め、ことに演繹的な理論展開によってすべてが解けるといった書き方をしないことに努めた。いいかえれば、結論のよって立つ実際的な根拠の部

瀬木比呂志先生に贈る言葉

分をも明らかにし、結論のうちどこまでが純理によるものでありどこからが実際的要請によるものかとなるべく明確にすることに努めた。」とのことです。33年間にわたる裁判官のご経験があるからこそできる考察であると思いますが、裁判官経験があれば誰にでもできるというものではありません。同書の中の訴訟物や処分権主義に関する論述を読んだだけでも、豊富な裁判実務経験とともに、民事訴訟法を広範かつ深く研究されている瀬木先生だからこそできることだと強く思います。

また、同書は、「司法試験をめざす法科大学院生、また、民事訴訟法をきちんと理解したいと考える法学部学生の需要に応える書物に」したとのことです。まるで教室で瀬木先生の講義を聴いているかのように、わかりやすい論述です。同書を教科書としている授業を受講している学生から、「教科書がとてもわかりやすい。教科書と合わせて先生の講義を聞くことで理解が深まった。」「教科書には、他の教材には書かれていない気になるポイントが解説されているので、勉強になった。」「教科書に沿いつつ、講義では実務を踏まえた具体例を説明してくださるので、イメージしやすく理解しやすかった。」など、たくさん感謝の言葉が寄せられています。

瀬木先生からお聞きしたところでは、先生にとっても法科大学院生に対する授業は研究にとって有意義であり、授業を通じて学生の質問や疑問に接することにより、より深く考察し、「民事訴訟法」の第2版（2022年刊行）の執筆に活かすことができた点も多くあるとのことです。そのような例として、既判力の消極的作用と積極的作用、訴訟告知、相殺の抗弁に関する最高裁判例などがあるとのことです。私も該当項目を読んでみましたが、いずれの項目も、学生に理解させることを意識され、具体例を示し、囁んで含めるような丁寧さで明快に説明されていると思いました。

瀬木先生が偉大な民事訴訟法の研究者であることは、民事訴訟法関係の多くのご著書・論文から明らかですが、さらに教育者としても明治大学法科大学院において多大なご功績を残されました。ご著書「民事訴訟法」が第一に司法試験をめざす法科大学院生に向けて書かれていることは既に述べました。当然の

ことながら、瀬木先生は、単なる司法試験の受験テクニックを伝授する授業をされたわけではありません。基本書を深く読んで咀嚼すること、法学をじっくり学び、同時にリベラルアーツ全般からも学んで、本当の思考力、文章力、また世界や物事を深く見るビジョンを身に付けること、一流の法律家、実務家になるにはそのような力を身につけることが必要であり、そのような力を身につけさせたいとお考えになって授業を実施されていました。その具体例を挙げますと、瀬木先生は、「民事訴訟法展開演習D」の授業において、先生の民事訴訟法研究の総論に当たる「民事訴訟の本質と諸相－市民のための裁判をめざして」を教科書とされ、学生自身にテーマを設定させてレポートを作成・発表させ、議論と講評を通じて、論理的な文章の作成能力、論述・プレゼンテーションの能力等を高め、また、法的、機能的、学問的、実務的思考方法を学生に身につけさせることを目標とされていました。この授業は学生からも大変好評で、「自由に書いた文章を添削していただけるのはとてもありがたかった。他の学生が書く文章も面白く、良い刺激になった。」「懇切、丁寧であります。」と、胸に刻まれる授業でした。深く正確な理解を学生に身につけさせたいという先生の熱意がひしひしと伝わってきました。「法学に限らず一般の問題に関する文章の作成と発表の機会を通して、論理的思考能力、想像力を高めることができたと感じます。自分で新しい発見を多く得ることができました。」「先生の授業を受講させていただいたことが、私の人生の転換点になったかもしれません。」など、学生が授業に感銘を受けたことが伝わってくる声がたくさん寄せられています。

瀬木先生には、民事模擬裁判の授業もご担当いただきました。模擬裁判などの実務基礎科目は、法科大学院設立の理念の一つである「理論と実務の架橋」をめざす象徴的な科目であり、学生にとっては司法試験合格後に就く法曹としての実務を学ぶ科目として重要です。民事模擬裁判は、学生が、講義で学んだ民事実体法と民事訴訟法の知識を総動員して訴状、答弁書、準備書面等を作成し、原告・被告本人尋問を実施します。学生は、原告・被告それぞれの代理人

瀬木比呂志先生に贈る言葉

役を担当し、教員が裁判官役と本人役を担当します。瀬木先生は裁判官役を担当され、学生たちの代理人としての尋問の後で、裁判官席に座り、一つの手本として反対尋問的な補充尋問を実践して見せていただきました。そして、反対尋問の鉄則である「まずは前提事実を固めてから（外濠を埋めてから）、核心に入ってゆくべきである。」を見せていただきました。学生たちにはもちろんのこと、実務家であっても効果的な反対尋問を実施することは至難なことです。瀬木先生の反対尋問的な補充尋問を見た学生たちは、異口同音に「瀬木先生の反対尋問は大変参考になった。」と言っています。学生たちは、実務家となったときに、瀬木先生の尋問を参考として、もちろん簡単なことではありませんが、効果的な反対尋問を実施してくれるものと期待されます。

瀬木先生は、民事訴訟法の研究者、教育者として偉大であるのみならず、哲学者・法社会学者としても社会に大きな足跡を残しておられます。裁判官時代に筆名で書かれた一般書は、文章は平易で読みやすいエッセイの形を取っていますが、深い思索に基づく哲学書と言ってよいものと思います。裁判官を退官してから書かれた一般書のうち裁判所・裁判・裁判官について書かれたものに關していえば、裁判所・裁判官に対する批判の形はとっていますが、私は、瀬木先生が一番読んでほしいと思っているのは、現役の若い裁判官なのではないかと思っております。瀬木先生のご著書の中に後輩裁判官からの相談に応じたエピソードとして、「私は、裁判官時代、悩んでいる事件について後輩たちから相談を受けた場合には、事実認定や法律論について助言した後、最後に、こう告げていた。『あなた自身がこの事件の当事者であったなら、判決について、不満はあるもののそく判断されるのもやむをえないと受け止められるか、それとも、到底承服できないと考えるか、最後はそれによって判断したら？』」と書かれていたからです。瀬木先生の後輩裁判官に対する心からの助言であると受け取りました。

瀬木先生は、裁判所・裁判官を批判する一般書を書かれたことによって、相当の批判にもさらされたのではないかと想像します。しかし、瀬木先生の搖ら

ぐことのない信念は、ご著書の「あとがき」に書かれていた「常に、真剣勝負の気概で、残された時間、研究、教育、各種の執筆に打ち込んでゆきたいと思う。執筆の内容の軽重、ジャンル、対象のいかんにかかわらず、その気概だけは失わないようにしたい。」に現れていると思います。

瀬木先生は、ご退職後も、民事訴訟法の研究者として多くの論文やご著書を書かれることと思います。また、法社会学者として社会に問題提起するようなご著書をたくさん書かれることと思います。残る我々教員も瀬木先生に負ることなく、研究、教育に邁進したいと思います。瀬木先生におかれましては、今後も明治大学法科大学院へのご支援をお願い申し上げます。

瀬木先生の益々のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げて筆を置かせていただきます。